岩手県告示第206号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊 危険区域を指定する。

平成26年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 中沢

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大 字	字	地 番	標柱番号
陸前高田市	広田町	中沢	7番3	標柱1号及び2号
			7番7	標柱3号から7号まで及び9号
			8番1	標柱8号
			8番2	標柱11号
			8番3	標柱12号
			6番3	標柱13号
			7番6	標柱14号
		泊	86番地先道路敷	標柱10号